

令和 7 年第 4 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 9 月 10 日 (水曜日) 午後 1 時 01 分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 7 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 7 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 7 年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 7 年度神崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 10 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 12 議案第 11 号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 13 議案第 12 号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 14 認定第 1 号 令和 6 年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 2 号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 3 号 令和 6 年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 4 号 令和 6 年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第5号 令和4年度神崎町水道事業会計決算の認定について
日程第19 報告第1号 令和6年度健全化判断比率について
日程第20 報告第2号 令和6年度資金不足比率について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	池田	孝幸	君	2番	鈴木	司	君
3番	椿	浩一	君	4番	大原	秀雄	君
5番	高柳	智	君	6番	荒井	葉一	君
7番	鈴木	節子	君	8番	石橋	伸一	君
9番	高橋	正剛	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君								
教	育	長	小川	泰求	君	総	務	課	長	浅野	憲治	君
			池上	至人	君	町	民	課	長	大野	和義	君
			石橋	正彦	君					椿	一星	君
			澤田	達也	君	教	育	課	長	堀越	浩	君
			瀧川	美恵子	君							

職務により出席した者

事 務 局 長 本宮 賢 君 書 記 古里 卓実 君

◎開議の宣告

○議長（高橋 正剛君） 皆様、こんにちは。昨日に引き続き、会議を再開いたします。

会議に先立ちまして、昨日の池田議員の一般質問の中で不適切な発言があり、取り消したいとの申出がありましたので、町村議会会議規則第64条の規定により許可することといたしましたので、池田議員、説明してください。

○1番（池田 孝幸君） 昨日、第4回定例会における一般質問にて、F & A金属工業を取り上げた際、「違法業者」との言葉を使用しました。

つきましては、そのことは適切でないと判断し、取消しをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 正剛君） ただ今の説明により、取り消すことといたします。

昨日に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後1時01分）

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋 正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。

◇ 10番 寶田久元君 ◇

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） ただ今、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

気象庁は、統計開始以来、この夏は史上最も暑い夏と発表しました。地球温暖化で毎年、猛暑日が増えているのは分かりますが、気象庁の発表どおり、今年の7月、8月は特に暑く感じました。9月もまだまだ猛暑日が続くようですので、熱中症には注意してください。

そんな中、私は8月20日、稲刈りを終えて夜休んでいたら、突然、体中が痛くて我

慢ができず、救急車を呼んで、富里の徳洲会病院に緊急搬送されました。病名は、熱中症と判断されました。そこまではよかったのですが、その後いろいろ検査をしたら、担当医から家族を呼んでくださいと言われて、大動脈解離の疑いがあるからと診断され、精密検査が必要だと言われました。9月1日・2日に行い、その結果は明日、言い渡されます。結果はどうであれ、医師の判断に従います。

さて、質問ですが、そういう猛暑日の中で、稲作農家は稲刈りに追われて、現在、町内の水田の7割から8割は終わったようです。稲作農家は、かつてない新米の値段が高騰しているので、大変喜んでいます。コシヒカリ1俵60キロ当たりJA相場3万3,000円から3万5,000円しています。町が買い入れる学校給食米、ふるさと納税の返礼品の設定も高く変えなければならないでしょうかという私の質問ですが、昨日、椿議員の質問で、給食米は1万3,000円高く、4万3,550円です。ふるさと納税の返礼品は2万7,000円で、上げないようにしているということです。

まず質問は、そこで通告文でなくて、給食米から行きます。石橋課長に質問します。

3万550円から4万3,550円が上げられるようです。それで、これは何月から上げるようですか。それと、年間何俵くらい給食米には使うんですか。それと、名前は聞きませんが、多分町内の人だと思いますが、どこから仕入れるか。特別米の栽培方法もお聞きします。

この3点、取りあえず石橋課長に質問して、あとは自席でやります。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、何月からというようなご質問なんですけれども、まだ学校給食米の集荷そのものは、全部は終わっていないような状態です。去年は、10月のたしか20日頃、23日だったかと思うんですが、そこから新米が供給されたということですので、時期的には、その時期になろうかと思います。

ただし、米そのものの買上げにつきましては、農家から集荷業者に手渡した際に、支払いはされるような状況となります。

数量ですが、出荷数量については、給食米全てで92俵ということになります。

また、特別栽培米の作付の方法というようなご質問でございますけれども、こちらは、農薬、化学肥料を使用しない作付となっております。JA S認証を取っておりませんので、「有機米」、「オーガニック米」、「オーガニック」というような言葉までは使えない状態ではあるんですが、作付そのものとしますと、農薬、化学肥料を使用しないで作付をした米となります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 特別栽培米のことですが、何町歩ぐらいやっているわけですか。町が依頼しているのは。

それと、除草剤は使わないね。除草剤を使わなくて、ヘリ防もやらない。

まずこれから聞きます。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

実際、学校給食米に必要な米というようなところで、出荷していただいている団体が4つあるわけなんです、その2つで、そのうちの1つは、今年の作付はおおよそ5反歩ぐらい、50アール。もう一つにつきましては、従来からオーガニック米も行っておりますので、3ヘクタール以上、作付をしているような状態です。

また、農薬の使用に関してのお話、ございましたけれども、ヘリ防除であるとかの殺虫剤、また除草剤といった農薬については一切使用せず作付をしているものとなります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 最終的に3町5反ですよ。50アールとあと3町歩、3ヘクタールと言いましたが、これ、除草剤を使わなくて……、今年の秋の稲刈りの水田、見ましたか。除草剤を使っても、相当の草が出ているわけですよ。

私も除草剤、強い除草剤を使っても、稲刈りより草のほうが大きくなっちゃって、何回も、何回も農機具業者、コンバインが突っかかっちゃってしょうがないということで、実際の除草剤を使わない田んぼ3町5反、見ましたか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

全ての圃場ではありませんが、現地の確認もさせていただきます。

また、除草剤を使わないということですので、当然のことながら、別の技術で除草作業を行っております。

1つは、紙マルチ田植機といいまして、田植をする際に、要は生分解の紙を敷いて被覆することによって、草を抑制するという技術。

また、もう一つの団体は、自動運転田植機、無人運転の田植機で田植をした田んぼの田植の移植部分、田植を植える部分を、除草機にアタッチメントを取り替えまして、

全く同じ軌跡で動くというGPSを使った農法によって、除草作業というものを行っております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ビニールを張っちゃう。あれは溶けちゃうというわけですが、神宿のめぐみ農場がやっています。マルチみたいにかこうやっているの。あれで草は大分、抑えられると思いますが、スマート農業で、田植機と同じ除草機を使う。今ここで2年か3年それでやっていますが、それで除草は、このマルチ方法の除草機で草は完全に抑えられましたか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

非常に良好な状態であったということは確認しております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 92俵を町内の農家から買うということですが、学校給食米は、今ご飯は給食センターで炊かなくて、佐倉のほうの業者に委託しているというわけですが、それは米は町内の農家から調達して、精米も町でやって、それを佐倉の業者にやっているんですか。玄米を預けちゃうんですか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

集荷業者は、米穀を取り扱っている事業者さんで、そちらで玄米を貯蔵している状態になります。それを米を炊く業者さんに渡す前に、精米をした上で米を炊く業者さんにお渡しします。それで、米を炊く事業者さんがご飯にして納品をするというような、そういうような状況になっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、玄米の保管している業者に一括して渡しちゃって、それをそこから精米を依頼して、ご飯を炊く業者に持っていく。精米賃、幾らぐらいでやっているわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

今、手元に資料がございませんので、後ほど確認して、答弁させていただきたいと

思います。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 精米賃なんかさほど問題ではないと思いますが、600円ぐらいでやっていると思います。これはついでだからお聞きしたわけです。

次に、ふるさと納税の返礼品に使うお米、これはふさがねを2万7,000円で調達して、実質、今、市場で動いているのは、ふさがねも3万円以上している。その差額3,000円は、納入の営農組合に、農業関係で3,000円を後から補填する。これを上げちゃうと、ふるさと納税だから総務省のほうに違反になると昨日の話では出ていましたが、まず80トンが今度、昨日は90トン、今日はまた10トン追加して、100トンにもなる。町長の町政報告には80俵と出ていましたよね。80トンと80俵は違うんだよね。どっちが正確ですか。確かに町長は80俵と町政報告で言っていた。それはテープを聴けば分かるけども、80俵か80トンですか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

80トンになります。

また、昨日、私のほうで追加10トン、合計で現在90トンの米が集まっております。以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） その差額の3,000円は、どのような形で返すわけですか。総務省にこれを2万7,000円で設定したから、3万円を買ったら違反になるとか何とか昨日、誰かの答弁で言っていまして、その差額の3,000円は、農業資材とか農業関係でお返しするような感じを後から取るというのは、どのような考えでやっているか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

差額の補填という考え方ですと、ふるさと納税のほうに抵触してくる部分がございますので、財源として、ふるさと納税で入った財源を基に、農業関係の制度を構築していくというような考え方になります。

結果的に、農家さんにその制度をもって還元していくというようなことで、制度設計については、またこれから詰めていくところになります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大体これ、営農組合から100トン単位だから、営農組合から調達しているみたいですが、営農組合は、市場で3万円以上しているのに、2万7,000円で納得しているわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

当初、先行予約をするために、2万5,000円という話を営農組合のほうにはしておりまして、ただ秋口になりまして米の価格が上がりまして、昨日、答弁したとおり、ふるさと納税のルールにのっとって試算をしたところ、やはり2万7,000円が限度だということで、価格のほうは設定しております。

各営農組合とは、覚書のほうは2万7,000円で交わさせていただきましたが、今回、ふるさと納税で非常に寄附が集まっているということで、町の歳入確保のためにご協力をいただくということで、各営農組合のほうはご理解をいただいております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 返礼品、ふるさと納税は私はあんまり詳しくないですが、3割以内で返すという決まりがあるみたいですが、米を何キロで、どのくらいにして精米業者に頼んでいるわけなんですか。

それで、8月22日、議員研修会があったんですよ。そのときに、ふれあいプラザで集合が、役場に集合になったんですよ。そうすると、フレコンで来たものを30キロに小分けしているという。それは役場の職員がやっているんですか。30キロを小分けしているという。それで精米業者に一括して頼んでいると。

まず返礼品に関して、小分けは後からで、先に返礼品の3割以内というのは、お米をどのくらいの率で返しているわけなんですか。何キロ、何キロと。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

返礼品の種類ですけれども、10キロの米と、20キロの米、また30キロの3種類を用意しております。袋で5キロの袋を作りまして、10キロお申し込みいただいた方は2つセットで、20キロの場合は4つセットで、このような形でやっております。

返礼品の率なんですけれども、10キロで2万1,000円という設定で当初からやっております。これの3割、6,300円が返礼品の代金。ここに収めなくちゃいけないという計算になります。

以上になります。（「分かりました。フレコンからどのようにやっているんですか」

と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 今回の米の集荷について、ご回答させていただきます。

今回、千葉の精米業者のほうに持っていくために、千葉から15トンのトラックが取りに来ました。そこに各営農組合から1トンの袋を5単位あるいは10単位で、ふれあいプラザのほうに運んでいただきまして、それをフォークリフトで千葉から来た15トンのトラックに積み込んだという流れになります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 業者がやったとは思いますが、ふるさと納税が今月でポイントが終わるというわけで、駆け込みがあるというのがあるみたいです。また、80トンから100トンに増えるというわけで、そのポイントというのが私、分からないの。

それで今回、ふるさと納税には仲介サイトがあるということで、それを通してやっているわけなのか。仲介サイトとポイントについて、お聞きします。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

ふるさと納税、寄附を募るために、各インターネットサイトに掲載しております。現在、17を超えるサイトに載せてありますが、各サイトから申込みがあった場合に、やはり手数料というのがかかりますので、仲介業者を通して、ふるさと納税のほうは募集を今しておるところであります。

また、ポイントが終わるということですが、総務省のほうで、9月いっぱいポイント制度をやめなさいという指令がありました。ポイント制度というのは、例えば2万1,000円で寄附をした場合に、その2万1,000円に対して、各サイトが持っているポイントが何%つくというような、実際は2万1,000円しても、幾らか返ってくるような、そのような仕組みになっております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大分、神崎に寄附金が入っているみたいで、1億3,000万という、補正、補正でどんどん増えるみたいですが、大体どの辺の地域から来ているわけなんですか。

それと、昨日の誰だかちょっと忘れましたが、返礼品を米だけでなく、サツマイモ

だとか、ハスとは言わないけれども、ほかにも広げたいというような答弁がありました。まず日本全国からですか。神崎が人気あるみたいですが。1億3,000万も来るんだから、大体、地域はどの辺ですか。それと、米以外のことは具体的にもうちょっと考えていますか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

地域のほうは、今4,000件を超える寄附の件数になっておりますが、日本全国から給付のほうを頂いております。

また、返礼品ですけれども、昨年まではレンコンの返礼品も結構人気がありまして、寄附額のほう、伸びておりました。また、今年サツマイモのほうも返礼品として載せておりました、そちらも少しずつ寄附が集まってきている状況であります。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 4,000件も来るようです。件数はともかく、神崎のお米に人気があるんですか、返礼品の。それだけのふるさと納税の寄附金があるのは。それだけ神崎町が人気あるのは、返礼品に人気があるのかな。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

各サイトに神崎町のPRとして載せてありますが、やはり早場米ということで、またおいしいお米ということでPRをしておりますので、神崎のお米に寄附が集まっていると認識しております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ポイントが9月で終わるということで、新米が取れたということですから、9月はもっと殺到するんじゃないかと思います。

返礼に関しては、これで終わりにします。

次に、標準小作料、小作料に対して、今年の米は相場がよくて、物納の人は別に問題ないわけなんです。物納でもらって、食べ切れなければそれを売ってしまえばいいんだから。売るのには3万円以上で売れる。

お金でやっている人が、それは耕作者と貸付け者のほうで今まで話をしてもらえばよかったんだけど、ただ、町には標準小作料というがあるわけ。これを見直さないと、今年の新米の値段がよいから、お金でやっている人が、「いやー、物納のほう

がよかったかな」と。取りあえず議会で聞いてみますよと言って、この資料、伊能君かな、それからもらったんですが、1反歩当たり、これは神崎地区と米沢地区、何で差別するのかなと思います、平均で1万4,700円、最高が2万円。これは神崎地区。水田ですよ。それで、米沢地区が1万2,400円で、やっぱり最高が2万円。最高の2万円だって安いぐらいなんですよ。

この見直しは、これは多分、4月当初に農業委員会でこれを出すでしょうから、新米の時期に見直しはできないわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

こちらの数字につきましては、暦年1月から12月までの契約が締結されたものを基に作成して、4月に皆様に公表をさせていただいているものですので、この時期で見直しをするというようなものでもございません。

また、内容的に以前は……、以前って大分昔だったと思うんですが、「標準小作料」というような表現、使っていたのかと思うんですけれども、今現在は、情報提供というようなことで、神崎町の賃借料の情報を提供するというような内容になっております。ですので、実際に締結された内容はこのような内容でしたというものを、参考として皆様にお配りするような性質のものとなっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 確かに神崎町賃借料情報です。標準小作料ではないけども、でも町がこういうのを出していると、大体これを基準にして契約はするみたいですが、去年の米相場だって2万円以上している。2万5,000円くらいになっている。今年は3万5,000円くらいになっているから、4月の段階で、この情報を上げることはできなかったですか。

こんなに、農家の私にすれば、3万円台の新米の相場というのは考えてはいなかったけども、昨年並みの2万5,000円くらいかなぐらひは考えていましたが、昨年にしたってこれは安いぐらいですよ。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

今年の賃借料情報のつくりというものが実際、金銭での契約のものと、物納での契約というものが表で分かれているようなつくりになっていようかと思います。実際、米の買取り価格というのが上がりますと、農家さんの収入というのは増えるものでは

あるんですけれども、なかなか難しいもので、一時的な価格の高騰で相場を変動させていくというのは非常に難しいところがあるかと思います。あくまでも1月から12月までの間に契約の締結されたものを数値として、平均、最高、最低というようなものを上げさせていただく、また、物納の場合は、その俵数を基準として情報提供させていただくというような性質のものとなっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 去年、一昨年までだったら、1反歩、1俵が1万円、そのくらいだったんです。それがこんなに米の値段が高騰してくると、それに合わせて情報提供もしなくてはならないではないですかということです。それは大体、答弁で分かりました。

なぜ米沢地区と神崎地区、差額をつけているのか。圃場の問題だろうけれども、米沢地区の圃場が悪いから、2,000円も違っちゃっているのかな。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

これは、実際に契約の締結されたものの実数になってまいりますので、受け手の農家さん、また出し手の土地所有者さんとの間でまとまった金額というものの結果になってまいりますので、圃場条件の良し悪しというのは当然あるのかもしれませんが、貸し借りですので、相対の契約の積み上げとなっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今の説明では、米沢地区と神崎地区の違いは、單純的に圃場の関係ですか。新しく、確かに神崎地区は1町歩割の水田がある。米沢地区は、東部土地改良でやったのは平均3反5畝なんですけど、毛成の人には失礼ですが、毛成の圃場はちょっと小さい。それで、米沢地区と神崎地区の差がついている。圃場に関してですか。それを聞いておきます。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

寶田議員が今おっしゃったような圃場条件というものは、要件の1つにはなるかと思います。また、いろいろあります。山あいの水田になってきますと、深い田んぼであったり、また田んぼの形状であるとか、段差がありますと畦畔も大きくなってまいりますので、管理の問題であるとか、そういったところを勘案した結果というもの

が賃借料に表れているのではないかなとは思いますが。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 賃借料の件はこれで終わりにしますが、農地の貸し借りは相対で農業委員会を通してやっているみたいですが、ほかの町村、神崎もそうかもしれないけれども、今後は中間管理機構というところに頼んで、そこから小作料は幾らだよと、それでどうだよとやるんだけれども、この中間管理機構についての説明をお願いします。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

寶田議員がおっしゃいましたとおり、今年の4月からは、農地法の貸し借りを除きますと、全ての貸し借りというものは、中間管理機構を通しての貸し借りというようなことで制度改正がされております。

中間管理機構といいますのは、千葉県では千葉県園芸協会が中間管理機構となっておりまして、土地を所有している方が中間管理機構に土地を貸して、そこから耕作者に転貸をするというような、そういった貸し借りを行っております。

ですので、年貢につきましては、耕作者の方が中間管理機構に、これは口座振替なんですけど、お支払いをして、中間管理機構が各土地所有者の方に年貢を支払うというような、そのような貸し借りの形態となっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、ここでまた言ったら言葉が、闇契約といって、農業委員会を通さなくてやっている人はともかく、農業委員会を通して貸借をやっているのは、今後は期限が切れた場合は常に中間管理機構にやるわけなんですか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

通常、農地法の3条ということをおっしゃいましたが、農地法3条というのは、小作の契約が自動更新というものもあって、非常に強い縛りになっております。ですので、実際のところでは、農地中間管理機構を通した制度によつての貸し借りになってこようかと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、神崎町農業委員会は、この貸し借りに関しては今後はタッチしないで済むようなことになるわけですね。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

農地中間管理機構の貸し借りに関してですけれども、農業委員会で審議をした後、農地中間管理機構のほうに審議結果を意見を付して提出します。ですので、農業委員会の審議というものは通るようになります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。では、今までどおり農業委員会で審議したのを中間管理機構だから、今までどおりですよ。分かりました。

米はまだまだ私は安いと思います。3万5,000円といっても、3万5,000円を60キロで割ったら、1キロ当たり五、六百円なんです。それを5キロ、3キロなんていったら、3,000円くらいのものでいいですよ。実際のところ1,000円しない。米は1キロ1,000円が、私は妥当な相場だと思っています。

小泉農水大臣が、新米の価格を抑えるために、備蓄米の古古古米をじゃぶじゃぶ出す。そうしたら農家から反発が大分、来て、それは取消したようですが、新米の価格がこんなに高騰するから、それを抑えるために備蓄米の古い米を出すと言ったが、市場はそうはいきませんよ。市場のこれは相場ですから。

それで、石破総理大臣ももう辞めますが、小泉農林大臣と石破総理大臣は、今後は減反から増産にという、政府が4月頃それで出したんですが、その中で、神崎町でもまだまだ麦、大豆を作って転作をしている。それと、今年は大分、減ったでしょうが、私は飼料米を全部やめました。飼料米もまだやっている人がいる。飼料米を作った人と食料米を作った人では、1反歩20万も違っちゃうんですよ。

それを町のほうは、麦、大豆の転作は契約だからしょうがないということみたいで、何だか小松辺りの大きな1町歩辺りの圃場も麦を作っていますが、麦を作れば補助金が出るけれども、実質、全部米にしてもらえば、1反歩30万の売上げになるんだから、それもこの4月の段階で幾らか町のほうは指導したでしょう。全部それを取っ払って、全部の神崎町の水田に米を作るような指導はできなかったんですか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

米の相場に関してですけれども、こちらで転作をやめてくださいみたいな感じのお

話というのはしてはおりません。実際、できかねる部分というのもありますけれども、ただ情報提供として、これは飼料用米ですけれども、飼料用米を作付した場合、また昨年の相場の金額で、主食用米として出荷した場合の差額だとこれくらいになりますといった情報提供は、させていただいております。そちらを見て、農家の方が経営判断として、どちらのほうが増えるかということで、情報提供させていただいたところです。

実際、作付をするに当たっては、作期の問題であるとか、また麦、大豆ということだと、各営農組織の中で、冬季、冬の作業の分配といったようなところもありますので、そこには経営判断的なもので、各経営組織でお考えいただいたものと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それでは、転作は神崎で麦、大豆、あとは飼料用米で神崎町で今年は何のくらいだったんですか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

飼料用米が、約57ヘクタールとなります。

麦、大豆が82ヘクタール程度であったと記憶しております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 約100町歩くらいは、まだまだ米を作れる状態ですよ。

営農組合の人は、転作は補助金関係で義務づけられているわけなんですか。冬場の仕事がないとはいいいながらでも、1反歩30万もの売上げになるんだから、その分は支払えるんじゃないかとは思いますが、どうしても麦、大豆の転作をやらなくちゃしょうがないようなひもづけになっているわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

義務化というようにはなっておりません。以前の強い転作の政策であったとも補償といったような制度ではなく、あくまでも農家さんの経営判断という中で、現在の制度は成り立っております。

ですので、営農組織の中でも今回、転作作物を作らないといった選択をされた組織もございます。それについては、経営判断ですので、こちらでそれはそれでというよ

うな対応をさせていただいているようなところですね。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 米関係はこれで終わりますが、こんなに米が値段が上がるとは当初、私も思わなかったけれども、二、三年前に辞めた農家の人は、もう一、二年やっていたほうがよかったなというような声を聞きます。

それで、米の消費が増えたというのは、いろんな要素もありますが、この前、8月22日ですか、議員研修会で、観光の関係の講師が来たんですよ。訪日外国人が増えていて。まさにインバウンドで、その観光客が日本にいっぱい来るから、そこでは米の話は出なかったけれども、ほかのいろんなのを聴くと、インバウンドで訪日外国人の消費も増えているんじゃないかというような要素もあるようです。

いずれにしろ、二、三日前に私は顧問税理士と食事をしたんですよ。寶田さん、来年の確定申告では、税務課長は誰かな、米農家、全部はあれでしょうが、米農家は大人なり小なり今までは税金を納めなかったんですよ。私は3町2反やっていたって300万くらいの売上げですから。今年は900万の売上げになるというんだから。そこからいろいろ引いて、1割だろうけれども、30万くらいの税金は納めるほかないかなというようなこと。これは皆さん、米農家、例えば毛成K R Cは50町歩やっている。簡単に計算して、1億5,000万の売上げになる。冬場の仕事なんかやらなくたって、税金を納めるなら冬のボーナスで、営農組合の人らはこの冬は仕事をしなくても大きなボーナスが出るんじゃないかというようなこともあります。

70過ぎてても、まだまだ稲作をやりますから、私も辞めなくてよかったというような気がいたしました。

いずれにしろ、全国で100万軒もの、100万軒だかの稲作農家が辞めてしまった。その要因は、価格の問題もあるし、いろんなもの。それで国が大規模農家を奨励して、昨日、石橋議員かな、5町歩以下の個人の人には補助金は来ないと。大規模農家にはどんどん、どんどんスマート農業だということで、補助金が出る。

国の政策も実際、農家を減らして、大規模農家に、そのような政策だったかもしれませんが、いずれにしろ、まだまだ頑張っている農家がいるので、来年は税務課長、米の収入に関しては漏れないように、ちゃんと申告して税金を納めます。

次に行きます。町広報に毎月、亡くなった人を掲載しております。コロナから、家族葬だとか、本当に身内だけでの葬式でやるということで、近所や親戚にも連絡しなくて葬式をやってしまう。そうした場合に、1か月たったら町広報で死亡者の名前が

出るんですよ。

私は個人的に、それは名前は言いませんが、これ、困るんだよなというのが一、二件あったんですよ。それで、町のほうにも言うわけにもいかないしといって、取りあえず町のほうに問い合わせてみますかと言いましたが、亡くなった人、全部これは町広報に掲載しているわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

死亡者の氏名であります。広報に掲載しております。ただし、死亡届の受理の際に、広報の掲載を希望しない旨の申出があった場合には、掲載しておりません。また、毎月の広報にも、お悔やみのところに、住民だより「掲載を望まない方は届出時に窓口にお申しつけください」という記載を載せております。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それは私、気がつかなかったからあれですが、窓口で死亡届が来たときに、載せないでくださいと言って、それで載せないのもあるわけなんですか。確認しました。そういうことがあったわけですか。だから、知らなかったから聞いたんですよ。

場合によっちゃ、載せちゃって、苦情は来ませんか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

今のところ、載せたことに関する苦情というのはいただいておりません。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 亡くなった人にはそうですが、生まれた人は、これは全部掲載しているわけですか。ただ、個人情報もあるからといって、掲載しないでくださいと言う人もありますか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

やはり生まれた方、掲載しておりますが、掲載したくないという方があった場合には、その方は掲載しないようにしております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この辺は簡単ですよ。ただ聞くだけで、それで終わります。ただ、毎月、町広報を見ていると、生まれた方と亡くなった方が大分違う。これで

もう自然に神崎の人口が自然減だなというのは分かります。生まれた方には、本当におめでとうですが、亡くなった方にはお悔やみを申し上げます。

次に、また町広報に「町長への手紙」というような、こういうのがよく入っています。これは年間どのくらい来て、内容はどのようなものが多いですか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 答えいたします。

昨年度、17件の投書がありました。内容としては、要望が13件、町政への感謝の手紙が3件、提案が1件となっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 17件。1年間で17件ね。これ、毎月でなく3か月に1回、2か月に1回くらいかな。それはまとめて聞きますが、その件と、もう一つは、匿名はないですか。住所、職業、名前、年齢、電話、ありますが、町への苦情なんかだった場合には、名前書かなくて、どうだの、こうだの、町長はどうだ、こうだ、苦情をやって、あんまり苦情をあれしちゃうと、伊東市長みたいに議会は解散されちゃうから、だからあれですが、そういう匿名はないわけですか。2か月に1回、3か月1回か、これは毎月じゃないかなと思いますが、それを聞きます。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 答えいたします。

広報への折り込みについては、4か月に1回、入れております。

記名・無記名のほうですが、17件のうち9件が無記名、全く書いてないという状況で、8名の方が記名があったということです。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長に聞きます。今、前からそうですが、朝4時から平日、『暴れん坊将軍』がやっているんですよ。それで、将軍吉宗は目安箱、必ず目を全部、通しています。町長はこれ、「町長への手紙」だから、町長、総務課長が目を通すんですが、町長は全部これ、目を通してありますか。

○議長（高橋 正剛君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 答えいたします。

私のところに来たものについては全部、目を通しております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 手紙ですから、町長、返事も書くほかないと思いますよ。

返事は出したことありますか。匿名では書けないけども、住所、氏名の場合には、手紙だから、恐らく返事は書くほかないと思いますが、町長、返事、書いていますか。

○議長（高橋 正剛君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 名前があったものについて、要するに連絡できる相手に対しては、連絡をしているところでございます。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 吉宗将軍と同じですよ。

これは椿町長になってからではないと思います。いつ頃からこれはやっていたんですか。後藤町長の頃ですか。その前ですか。それは分からないけども、それは分からなければ、年間平均で、やっぱり20通くらいですか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 始まりについては、今、資料がないので不明ですが、ここ3年間くらいの件数でいいますと、今現在、令和7年8月末で6件で、昨年度が、言いましたけれども、17件。令和5年度が21件、令和4年度が26件。年間20件ちょっと超えたぐらいの投書があります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 確認ですが、苦情、町の苦情だとか、町長に対しての誹謗中傷みたいなのは、そういうのはありませんか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

やはり行政への不満という形での投書は何件かございます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは町長、提案ですが、町民に関しての目安箱、手紙は、これはこれでいいですが、職員も今100人近くいますよね。職員から匿名でも何でもいから、職員の声を聞くような、手紙とかそういうのをやったらどうかと思いますが、町長に関しても、いろんな職員がいますから、それを目安箱……、目安箱というのは徳川時代ですが、そういうのをやったらどうかというような私の提案です、これは。職員からの声を町長へ。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

1つは、提案制度というのを設けておりますので、いろんな政策であるとか、町への要望だとか、そういったものを提案できる制度は既に行っております。

また、人事評価が多くなっておりますので、そこを通して、担当課の課長等がお話を聞いておりますので、課長経由で町長へもそういったお話は伝えております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、職員からの声も把握して、町長に伝えているということですね。総務課長はおそば御用人ですから、その辺、しっかりやってください。

また、これも戸籍ですが、次の質問に行きますよ。これは各戸に来ましたが、これは戸籍による振り仮名、今までなかったけども、それをつける。間違っていたらということで、これは総務省で、法務省か、法務省からの手紙が来ましたが、5月26日までに間違っていたら、例えば私の場合には「久元」、「ひさもと」、これは間違いない。あと女房の「としえ」、「ゆきえ」と、それはあるけども、全然間違いがないから出さなかったけども、これは戸籍法の改正でこのようになったと思いますが、仮名を記載するようになったんですが、5月26日までに、町内からどのくらいの間違いが来たか。

それと、この手紙は町が出したのかな。総務省からじかに来たんですか。それで町が取りまとめになっているみたいですが、この辺はどのような実態ですか。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） ただ今の質問にお答え申し上げます。

まず、そちらの手紙は、町のほうから出しております。戸籍法の改正によりまして、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるということになりまして、本籍地の市区町村において、戸籍に記載される振り仮名の通知書を送付するというようになりました。

対象のデータにつきましては、本籍、神崎に本籍がある町の戸籍データ、そして本籍は神崎にありますけども、住民記録が神崎にない、転出している方については、情報連携によって振り仮名の情報を収集しまして、町の戸籍データと収集した住基データの振り仮名を突合して通知書を作成し、発送をしております。

今のところ、修正の申出等は特にございません。

来年、令和8年5月25日までに提出をしていただくというような通知内容になって

いるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 間違えました。令和8年だ。だからまだまだ、今のところは一つも来ていませんか。間違っているというのは。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） 通知は何件か来ておりますけども、修正の申出はございません。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この名前に関しての振り仮名は、読ませ字もあるわけなんですから、特に今の小学校、中学校の入学式、卒業式に行くと、何と読んでいいかわからないような名前もいっぱいあります。それを今度は戸籍の中に振り仮名をつけるという法改正ですが、これは答弁はいいんですが、多分、大分、町が、「久元」なんかは、これは誰でもどう読んでも「ひさもと」だけども、読ませ字でやっている人が結構あるから、来年の5月25日までなら結構、来るんじゃないかとは思いますが。

例えば議員の人の名前を言います。これは答弁なくてもいいですからね。議長、「まさたか」。これは香取の市会議員で、「まさたけ」と呼んでいる。普通だったら「まさたけ」ですよ。それが「まさたか」。あと、議員の名前だけだからね。前議長の高柳智さん。これは「さとし」とも読むから、だから結構、問合せが来るとは思います。

「司」というのは、誰が読んでも「つかさ」。司組というのはちょっとおかしいような気がありますが、いずれにしろ、読み仮名の違いは結構あると思います。それを法改正で戸籍に「たかはしまさたけ」でない、「まさたか」、「たかやなぎさとり」というように振り仮名をつけるようになるわけですか。それを確認して。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） ただ今の質問にお答え申し上げます。

もう一つよくありそうな修正なんですけれども、例えば「さわた」なのか「さわだ」なのか、そういったものがございます。今、したがって、住基データの振り仮名との突合で、そこで合っていれば、そのまま特に修正申出の必要はございませんので、そのまんま振り仮名が記載されるというふうになっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次は、選挙の投票時間の繰上げについて。

選挙の投票締切りが、現在、午後8時になっている。私がこの通告文を出したとき、以前は6時かなと思っていたんです。もう何十年も前のとき。そうしたら局長が7時だよというわけだったけども、結果的には6時になったんですが、6時に新聞を見ても、みんな6時終了に繰り上げている市町村が大分あります。

人件費の問題だとか、あと投票率も、6時から8時までではそんなに来てないようなあれで、大分これを6時に戻している、今これ私、新聞読めば分かるんですが、直近の選挙で、6時から8時までの投票率は大体、全体の50%なら50%のうち何%ぐらいで、そんなに来ているようなのではないと思いますが、6時から8時までで、どのくらい来ていますか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

前回、参議院選ですが、時間、分けてあるんですけど、6時から7時までの1時間で3.6%、103人の方が見えています。続いて、19時から20時、7時から8時までが2.1%で、61人の方が見えています。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 2%、3%くらいで、これを6時にすれば、これは無理しても来るとは思います。

これを期日前投票も告示になったら、朝、立会人は役場に朝7時から夜8時までいるわけでしょう。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

投票時間については、期日前については、8時半から夜8時までになっております。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いずれにしろ、夜8時までにはなっています。人件費の問題だし、町長・町議選なら5日間けども、国政選挙になったら、参議院や知事選は1か月近くある。その間、期日前にも、告示になったら毎日いるわけです。その人件費は、国政選挙は国からお金が出るからというわけけども、立会人の人を見つけるのも大変じゃないですか。選挙管理委員会を中心にしてやるんだらうけども、その辺はどうなのか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

告示日の翌日から投票日の前日まで毎日、土日・祝日にかかわらず、先ほど申し上げました8時半から8時まで、選管、立会い含めて3名の方が常におります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 1日3名でしょう。だから、国政選挙になったら何日もあるから、それは選管だけじゃできないから、一般の人にも頼んでやっているでしょう。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

立会いにつきましては、選挙管理委員会のほか、明るい選挙推進委員会のメンバーであるとか、あと一般の方も協力いただいて、交代で当番を決めて従事しております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは町長に今度、聞きます。

地域差もあります。栃木県なんか全部繰上げ。神奈川県や大阪府は1か所もやっていないということ。それで千葉県を見ますと、房州のほうは鴨川とか、いろいろ房州のほうが、地域差があると思いますが、都市部は8時までだろうけれども、今話をした御宿町、いろいろここに 있습니다。房州のほうが多いわけですが、神崎もどっちかというと農村部で、勤めに行って、日曜日は出かける人もあるんだろうけれども、町長、これ、町長判断で、町長の今の考えとして、6時に繰り上げるような、いろいろ各自自治体でこれは決めていいみたいですが、町長の考えとしてはどうですか。

○議長（高橋 正剛君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

確かに県内で4市町村はやっていると聞いております。大体、その辺のまとまった地域で、房州のほうでやっているようでございます。

ですから、うちのほうでもし、確かに先ほど言われたように経費だとか、あるいは実際に夕方、来ないのではないかなというような話もございます。そういった中で、やはりやるとすれば、地域、ある程度まとまったほうが私はいいのかなと。うちだけ突然、6時というようなこともどうかなと思っているわけですし、隣の稲敷市も、県全体が今、7時になっています。そういう状況を鑑みていくと、流れとしては、そういう方向に進んでいくんだろうと思いますが、やるとすれば、香取郡市町がある程度一

定の足並みで行ったほうが私はいいのかなとは考えているところでございます。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 6時に閉めて、それから開票する。国政選挙と一緒にのときには、町の町議・町長選は、単独でやった場合には、結果は結構、早く出ちゃうんですよ。国政選挙でやっているのと、8時からやって、町議選なんかもそれと同時に国政選挙が終わらなければ最終結果が出ない。だから結果発表も遅れちゃうわけなんですよ。

トップ当選している人はあっという間に出ちゃうけれども、私なんかは大体いつも下のほうですから、最終結果まで分からないぐらいなので、結果発表も遅れることもあるから、国政と一緒にやったときは、はっきり言って結果発表が遅れるから、その点も、6時に締め切って、早く開票をやったほうがいいかなという、私のこれは提言。

ただ、町長、地域も鑑みなければしょうがないというわけで、これは房州、房総のほうです。香取地域も、多古や香取市や東庄、成田市がそのようになれば、考えるというわけですが、神崎だけ突出してこういうのをやったらどうかなというの、考えはそこにもそういう考えだとは思いますが。この件については、終わりです。取りあえず提言ですから。

最後に、昭和30年の昭和の大合併から今年で70周年。皆さん、胸に、今日は写真も撮るから、バッジも忘れた方は局長にもらって、70周年のバッジまで作りました。これが10月19日に合併70周年式典をやるみたいですが、この内容をお聞きします。どのようにやるわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 10月19日に開催いたします70周年記念の式典について、ご説明いたします。

神崎ふれあいプラザ多目的ホールを会場に、町内外140名の来賓、顕彰者の方50名、その他、今現在で申込みが約200名程度あります。そちらの方々をお迎えして、式典を予定しております。

内容につきましては、町長式辞・議長挨拶に始まりまして、功劳者の表彰、ご来賓の挨拶、発酵×オーガニックビレッジ宣言のPRビデオ上映、それと特別講演として、高橋孝の民謡ショーを計画しております。

また、同日午後になりますけども、「お祭り大集結フェスタ」と銘打ちまして、町内のみこし・御太刀の展示、山車を準備しまして、おはやしの演奏、ステージイベントでは、和太鼓であるとか、小中学生の演奏、三味線の演奏等により、お祭りを盛り

上げます。

そして今回、「神崎音頭」を復活させて、みんなで踊ろうというイベントも計画しております。

最後は、スカイランタンを打ち上げて、お祭りを締めくくるという一日になっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは私は出欠を出さないでいたら、昨日ですか、出欠のない議員の方は今出してくれというわけで、私は昨日、出席を出しましたが、議員は取りあえず10時に来て、式典をふれあいプラザで鑑賞するんだらうけども、1日あるから、昼食なんかは出さないですか。

それと、あとは各町内外から来るから、蔵まつりみたいにお酒の接待、食事の接待なんか、そういうのはやらないわけですか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

まだ計画段階ではありますけども、軽食程度を用意して、午後までいらっしゃる来賓の方、議員さんも含めて、そういった方には準備しようかなと計画しております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） アルコールは出さないでしょう。軽食で。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 今回はアルコールは用意しておりません。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、総務課長が説明しましたが、お祭り大集結フェスタ、こういうのが一緒に入ってきてまして、これは午後から、2時からだということですが、まずこのアプリにあるスカイランタンというのは、これは夜やるみたいですが、どのようなことですか。花火ですか、これは。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

スカイランタンというものは、軽量の布製のものを、普通ランタンといいますと、そこに火をともして空に打ち上げるようなものなんですけれども、スカイランタンは、その火の代わりにLEDを使いまして、それで色をつけまして、ヘリウムガスを中に

入れて宙に浮かすような形になります。

スカイランタンにつきましては、空に飛んでいくわけではなくて、ひもがついて、ひもを持っているような形になります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私は花火だと思っていたけれども、初めてスカイランタン、分かりました。これも楽しみにしております。

総務課長のその前の答弁で、「神崎音頭」、それから各地区のお祭りだとか、それを復活させて、これを盛り上げると言いましたが、うちのせがれが今、青少年相談員をやっているんですよ。それで、おやじ、新区には御太刀があるわけなんです。公民館も捜してもなかったんだけど、あるうちにあったわけなんです。新区の御太刀なんかも幾らかそこに展示するような感じになるわけですか。どうですか。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

各地区に、みこしや御太刀の数を確認しておりますけれども、現在、確認できておりますのが、全部で10地区、御太刀があるということで確認のほう、しております。

（「うちの地区、入っていますか」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 新の地区は入っていますか。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

新地区も入っております。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そのうち私が軽トラか何かで運んでいきます。19日の間近になったら持っていきます。新地区にも御太刀というのがありましたから。

以上で一般質問を終わりにします。

9月定例議会から議長も代わり、議員の4年任期の後半に入りました。執行部と議会は車の両輪で、議会で議論し、よいまちづくりのために頑張っていきます。伊東市みたいに、町長提案にむやみに反対ばかりしていると、議会を解散されてしまう。でもそれを怖がっていたのでは駄目ですが、よい議会にするには、執行部と議会がより話し合って、全ては町民のため、全ては町のために、よいまちづくりをしていきたいと思います。

以上で一般質問を終わりにします。

○議長（高橋 正剛君） 以上で、10番 實田久元議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。議場の時計で3時まで休憩いたします。

（午後2時42分）

○議長（高橋 正剛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時00分）

◎日程第2 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第2 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が段階的に施行されることに伴い、令和7年10月1日施行分に関連する職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、妊娠・出産の申出や、子どもが3歳になる前に、職員の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を義務づけるものであります。

なお、実施時期につきましては、令和7年10月1日からいたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第3 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が段階的に施行されることに伴い、令和7年10月1日施行分に関連する職員の育児休業等に関する条例について、常勤職員の部分休業制度について、1年につき77時間30分を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにし、非常勤職員については、1年につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で、常勤職員と同様の選択をできるようにするものであります。

また、非常勤職員の部分休業の対象となる子の年齢を、小学校就学の始期に達するまで引き上げるものであります。

なお、実施時期につきましては、令和7年10月1日からいたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 職員は男子も含むという考え方でよろしいですか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

現在、男性、女性ともに育児休暇を取れますので、対象になると思います。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 施行が来月10月1日という形になっておりますが、既にそういった動きはございますでしょうか。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 従前の決まりに基づいて、育児休暇を取っている方はおりますので、実際には取られている方はおります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第4 議案第3号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、現行のひとり親家庭等医療費等助成制度が、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯は自己負担が無料となっておりますが、所得割課税世帯については、200円の自己負担がかかっております。

現在、子ども医療費助成制度は、所得区分にかかわらず自己負担は無料となっており、制度間において差異が生じているため、ひとり親家庭等医療費助成についても、自己負担額、所得区分によらず無料となるよう、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第3号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第5 議案第4号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の被保険者とししないもののうち、その他特別の理由があるもので条例で定めるものについて、神崎町国民健康保険条例において、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または里親に養育されている児童で、民法の規定による扶養義務者のないものと定めるものであります。

また、それに伴う条ずれの一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第4号 神崎

町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第 6 議案第 5 号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 5 号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,270 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 400 万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15 款、国庫支出金で、総務費国庫補助金として、地方創生臨時交付金 1,600 万円を計上いたしました。

16 款、県支出金では、衛生費県補助金として、子ども・子育て支援交付金、産後ケア事業として 50 万円を計上いたしました。

17 款、財政収入では、株式会社発酵の里、第 11 期期末株式配当金として、104 万 9,000 円を計上いたしました。

18 款、寄附金では、ふるさと寄附金 8,000 万円を計上いたしました。

19 款、繰入金では、財政調整基金からの繰入れを 3,843 万 2,000 円減額し、公共施設整備基金から 986 万円の繰入れを行います。

20 款、繰越金は、9,677 万 7,000 円を計上いたしました。

21 款諸収、入では、雑入として、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金 93 万 5,000 円を計上いたしました。

22 款、町債では、Jアラート新型受信機整備事業債 360 万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款、総務費では、ふるさと寄附金事業として 4,000 万円を計

上いたしました。

3 款、民生費では、定額減税補足給付金支給事業として1,200万円を計上いたしました。

4 款、衛生費では、母子保健事業として、産後ケア事業委託料200万円を計上いたしました。

6 款、農林水産業費では、神崎町担い手育成支援事業補助金100万円を計上いたしました。

7 款、商工費では、観光交流拠点づくり事業として、道の駅周辺整備計画策定業務委託料660万円を計上いたしました。

9 款、消防費では、防災行政無線管理事業として、全国瞬時警報システム更新工事363万円を計上いたしました。

10 款、教育費では、中学校施設改修事業として、校舎内空調機修繕工事986万円を計上いたしました。

そのほか、4 月 1 日付の人事異動に伴う職員給与、手当等の増額及び減額をしております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 町債、消防債360万で、利率が5.0%以内となっておりますが、現状は何%なのか教えてください。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

こちらの利率であります。借入れ時に正式に決まるものではありませんが、昨年度の例を申し上げますと、臨時財政対策債で1.4%、また神崎側等での起債で1.7%、ふれあいプラザの空調機1.7%との利率になっておりますので、恐らく今年度もその辺の1.6か1.7%ぐらいの利率になるかと思っております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） まず、14ページのほうの支出のほうですけれども、神崎・米沢保育所運営事業、照明器具の交換、これはなぜ9月の補正になったのかが1つ。

あとは、14ページの新型インフルエンザ等対策行動計画策定というのは、インフル

エンザのことなので、これは毎年のことではないのかなというところ、それでなぜ補正なんだというところです。

あと、16ページの道の駅の周辺整備計画策定というものが入っていますけども、これは工事が全て終了するまでの計画というような認識でいいのかというところです。

あと、18ページの中学校施設改修事業、校舎の空調の修繕工事。これもなぜこの9月の補正に入ってきたのかということと、中学校の体育館はいつ改修するのかという確認です。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 澤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（澤田 達也君） それでは、質問に答えさせていただきます。

私のほうからは、神崎保育所、米沢保育所の照明の器具交換についてご説明させていただきます。

こちらの両保育所の照明の交換ですけれども、これまでも少しずつ修繕費等を使いながら、毎年、LEDへの交換を行ってきていたところなんですけれども、今回、地方創生臨時交付金のほうが交付されまして、そちらの対象事業として、保育所のLED化に関するところが事業として採択できるということで、そちらのほうで配分をしていただけるということがありましたので、今回の9月補正に載せさせていただいております。

金額に関しては、この交付金の範囲で割り当てられた範囲で予算化をさせていただいておりまして、200万円ずつの作業のほうが終了しましても、まだ完全に全てが終わったわけではありませんので、今後につきましては、残った基数を確認しながら随時、LED化は進めていきたいと考えております。

また、同じく14ページの新型インフルエンザ等対策行動計画の策定委託料になります。こちらにつきましては、前回、この計画のほうを策定したのは、平成26年の5月になります。

今回は、まず昨年に国の政府の行動計画のほうが改定されました。それに伴いまして、今年の5月に県の行動計画が改定、その1年後に町のほうが改定するというところで、全て1年遅れにはなってしまうんですが、そのような決まりになっておりまして、今回、今年に入ってから県の計画のほうが改定されましたので、そちらの内容を見てからこの予算化をしたということで、この9月補正ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） それでは、道の駅の周辺整備計画策定業務委託料、こちらの関係、16ページにつきましてお答えをさせていただきます。

ご質問が、工事が全てということで、ハードの部分まで全て含めた計画を策定するのかというようなご質問ということでお答えさせていただきますが、今回の計画につきましては、現在、国土交通省で着手しておりますストックヤードと、あと道の駅の西側の民地、こちらの土地利用の計画というものを策定していきます。

素案というよりも、まだ白紙に近い状態ですが、公園であるとか体験施設、そういったものを想定している中で、企業誘致の可能性なども含めて施設の方向性というものを定め、来年実施を予定しております農振除外に向けた土地利用計画図といった図面類を作成していただくというような委託内容となってまいります。

その中で、建物なりを設置していくというような方向になりました場合は、また改めて実施設計等も必要にはなってまいります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 私のほうからは、中学校の校舎の空調修繕工事について、お答えさせていただきます。

まず、なぜ9月の補正になったかということでございますけれども、今年6月に、職員室の系統の6つのエアコンの一部に故障のほうがございます、そのエアコンの故障している部分の2台をその系統の中から取り外す作業をして、応急的に動かしている状況でございます。そういうこともございまして、今回の補正に上げさせていただいて直す工事のほうを実施したいと考えております。

次に、体育館がいつエアコンのほうが入るかということでございますけれども、今、空調のほうに故障して、今回補正で上げさせていただいておりますけれども、中学校のほうも校舎のほうに築40年以上たっておりますので、中学校の2階、3階のエアコンのほうもいつ故障するか分からない状況がございますので、そちらのほうも優先順位のほうを定めながら、財政のほうとも相談しながら、なるべく早急に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかにありませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） まず照明器具の交換なんですけれども、交付金の対象事業にな

ったから交換するという認識でいいのかということなんですけど、ＬＥＤ化を部分的に進めてきているのであれば、予算の段階で、交付金云々ではなくて進めるべき事業ではないのかという確認です。

あと、インフルエンザのところなんですけれども、平成26年が前回で、今回令和7年というところで、年が非常に開いているわけなんですけども、これは、では次はいつ出るのかというのは全く分からず、急に国のほうで決まってくるというような考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（高橋 正剛君） 澤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（澤田 達也君） 答えいたします。

まず、保育所のＬＥＤ化ですけれども、これまでそれほど大きな額ではないんですけれども、１部屋ずつ、少しずつ計画的にということで進めてきておりました。

それで、先ほども申し上げましたが、今回、地方創生臨時交付金のほうが充てられるということです、ＬＥＤ化は必須の事業だと思っておりますので、今回はその予算内の範囲ということにはなりますが、できる限り進めるということで、予算化をさせていただいております。

インフルエンザ等の対策行動計画ですけれども、こちらにつきましては、特にこの計画自体に期限が備わっているものではございませんので、今回、去年ですけれども、国の政府の行動計画のほうが、恐らくコロナのほうが一段落した段階で、その内容も込みでということだとは思いますが、計画が変更になりまして、今年、県が、来年までに町のほうも使って直すということで今回、予算化させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

３番 椿議員。

○３番（椿 浩一君） 先ほど空調のところで、優先順位というお話、執行部のほうからありましたけども、昨日、池田議員のほうから、施設の老朽化、神崎町の管理する施設に対して、町長からも答弁の中で30億というような、私が間違っていたら申し訳ないんですけど、多分そこをいろいろメンテナンス、手を加えながら、一気にやることはできないので、これから多分、優先順位をつけてやっていくんだろうと、やっていくしかないんだろうと思いますけども、仮に、もしかしたら12月の議会の中でまた補正を組んで、どこか手を加える等があるかもしれませんけども、来年の3月の予算のときに、施設の優先順位というところを、令和8年度というところでしっかり確認していきたいと思いますので、そこはよろしく願いしたいと思います。

以上です。すみません。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 高柳議員。

○5 番（高柳 智君） すみません、何点かありますので、メモをお願いいたします。

まず、歳入なんですけれども、地域診療情報連携推進費補助金、歳出の4か所に充当していると思うんですけど、これはどういう補助金なのか、内容を教えてください。

2点目です。町税費、11ページですね。過誤納還付金が、譲渡所得の関係でという説明があったと思うんですけども、これは課税誤りなのか、それとも修正申告の関係なのか、件数と内容を教えてください。

3点目、定額減税、これは6月に補正1,000万か、そのときの説明では1万8,000円掛ける550人分という説明があったと思うんですが、今回、追加で1,200万。6月以上の補正なんですけど、これは全体で何件の件数で、幾らになるのか教えてください。

最後です。産後ケア事業委託料、ご説明の中では、出産後1年未満の方が通院と入院、7日間、1週間ですか、に対応するということなんですけど、具体的にどのような産後のケアをされるというのか、内容なのか、そこを教えてください。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 澤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（澤田 達也君） 高柳議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、歳入の地域診療情報連携推進費補助金であります。こちらは、PMHと言われる介護予防、予防接種、母子保健等の医療費助成などに関わる情報を、自治体等で連携させるためのシステムに係るシステム改修に係る補助金になってまいります。

今回、歳出に関しては当初予算で計上済みでございますが、今回、歳入のほうで、率と、2分の1という率なんですけど、こちらが固まってまいりましたので、今回、配分をするために予算化したというところでございます。

ちなみにですが、2款の情報システムネットワーク事業と3款の重度心身障害者医療費助成事業、同じく3款、ひとり親家庭等医療費等助成事業、あとは4款、子ども医療費助成事業、こちらのほうに振り分けを行っている状況です。

あと、同じく保健福祉課のほうで、最後にありました産後ケア事業についてもお説明させていただきます。

こちらにつきましては、対象者は、神崎町に住民票のある、出産を1年未満のお母さんとお子様ということになります。形としては、宿泊型7日間、通所型7日間、こちらが利用できるということになります。

内容につきましては、こちらが基本的に想定しているのは、出産して退院される際に、まだもう少しゆっくりとしたいとか、いろいろ不安事があるというような場合は、こちらの制度を使って、宿泊ということで何泊か、病院との相談等になるんですけれども、そういったケースで使っていただくとか、ご自宅に戻られてからいろいろ心配事や相談事があって、あるいはまたちょっと育児で疲れてしまったなというようなときに宿泊型、あるいはまた通院型というのをを使って、こちらの産後ケア事業を使っていただくということを想定しております。

内容としては、そちらの病院ごとでいろいろとあるとは思いますが、基本的にはいろいろな不安な相談とか、授乳の指導であるとか、そういったことを行うということの事業であります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） 私のほうからは、税務関係の2点についてご回答申し上げます。

まず、資料11ページの税務総務費の償還金、利子及び割引料の110万円の補正についてです。

こちらは、ご質問いただいた件数、大変申し訳ございません、正確な件数は把握してはいないんですけれども、ただ記憶にあるのは、1件90万近くの還付が生じたのを覚えております。

当初予算に200万、予算措置をしていたんですけれども、住民税の配当割、そして譲渡所得割の還付金が例年よりも高額な方が多く、それ以外にも、歳出還付によって、当初から予備費で一部対応するという状況になりました。今後の支出を見込んで、110万補正をさせていただくというふうになります。

また、定額減税についてなんですけれども、今年度、定額減税の補足給付金不足額給付というのを実施する上で、6月議会において、対象者550人を見込んで、支出見込み1,000万、補正させていただきましたが、住民税の賦課決定した後、対象者を抽出しましたら、対象者が695人と当初見込みよりも大きく超過しておりました。給付につきまして、既存の1,000万では予算不足であるために、新たに1,200万、補正計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質問ありませんか。

5番 高柳議員。

○5番（高柳 智君） ただ今の質問で、すみません、何点か確認したいんですけど、充当先3件ですか。4件だと思うんですけど。それが1点。

あと、委託料なので、委託先は、じゃあ、病院ということなんですね。病院ということであれば、この200万の積算の内訳を教えてくださいんですけども。

あと定額減税なんですけど、6月の補正で550人取って1,000万。多分1万8,000円掛ける550で、990万ぐらいだったと思うんですよ。6月の補正のときの説明は。その550人が695人になって、さらに1,200万補正するって、人数の計算上、腑に落ちないんですけど、その説明をもう一度してもらえますか。

以上3点です。

○議長（高橋 正剛君） 澤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（澤田 達也君） ご質問に答えさせていただきます。

先ほどの地域診療情報連携推進費補助金ですけども、4か所へ充当しております。歳出の予算がないので、ゼロという表記になっちゃうんですが、まず11ページの2款、一番上になります情報システムネットワーク管理事業に1か所。続いて、13ページ上から2段の障害福祉費のところの重度心身障害者医療費助成事業、ここに1か所。次が、14ページの上から2段目、母子福祉費のひとり親家庭等医療費等助成事業、こちらに1か所。それで最後、次の15ページ、保健衛生総務費の右側の2段目になります、子ども医療費助成事業、こちらのほうに4か所、充当しております。

また、産後ケア事業の内容ですけども、利用できる施設としましては、医療機関や助産院等を今のところ検討しておりまして、今現在4か所の、こちらも病院のほう等でいろいろ確認等はしてございます。

金額ですけども、こちらの事業、宿泊型の場合、1日当たり3万円。宿泊ですので、1泊2日が最低ラインになりますので、そうすると6万円がかかると。通所型は、1日当たり2万円という上限の額を設定してございます。

今回、この10月からということですので、年間の対象を約30名ということで見込んで、そちらを残り半年ということで、15名を対象として考えてはおるんですが、まず宿泊型のほうは、3万円掛ける6日で10名が利用されるということを想定しまして、180万円。（「すみません、今、何名と」と呼ぶ者の声あり）10名分です。通所に関しては、2万円が5日間で2名という見込みで、これが20万です。これを見込みで一応200万という予算のほうを計上させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） 定額減税についてお答え申し上げます。

今回、補正させていただきました1,200万、そして6月に予算を補正させていただきました1,000万で、2,200万という金額になるんですけども、今年度、住民税の賦課の決定の際に、695名という金額なんですけれども、これは令和6年度に調整給付をした、1人4万円というものの不足が生じた方を抽出しております。これが695ということで、ただ、その695の中では、令和6年度に調整給付をしたものが、令和5年の所得を6年の所得として推計して計算していると。それで、せんだっての確定申告において6年の所得が確定したので、不足が生じた方を対象にするということでやっております。

ですので、納税義務者として扶養の数が増えたりとか、事業専従者の方、一定の要件がある事業専従者の方で、令和6年度に受けてない方とかが対象になってくるんですけども、一概に六百九十何人掛ける1人4万円というわけじゃなくて、1人で15万とか対象になる件数もありますので、なかなか金額の人数とのあれはないんですけども、今回、今現在もお1月1日現在に神崎町に住所があって、転出してしまった方の税情報なども各ほかの市町村とやり取りをして精査しておりますので、そういった690というのは少し多く見込んだ予算措置になっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 椿議員の関連で、LEDで総務課長に質問しますが、今回は、これは保育所、LEDに米沢、神崎で200万、200万でしょうが、この蛍光灯がもう一、二年で終わるということで、町が管理している施設の蛍光灯を随時交換するほかないけれども、昨日かな、町長が30億、町のいろいろ修理になるけれども、これは急務じゃないかと思いますが、総務課長、蛍光灯で町が管理している建物で、どのくらいかかるとか、まだその辺は考えていませんか。

それともう一つ、教育課長、米小の補正で、これはカーペットだから大した金額が、これは金額は100万円以下ですが、米小の年間の管理費、これは補正も入れて、これから補正があるかもしれないけど、当初、私、今分からないけども、米小の年間の管理費はどのくらいですか。ほかの学校はいいです。

○議長（高橋 正剛君） 浅野総務課長。

○総務課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町が所有している施設の照明設備ですが、具体的に今、積算している状況ではあり

ません。

この後、メーカーのほうで製造中止になるということは周知されているところですが、すぐその段階でなくなるわけではなくて、製造が中止になるということです。当然、私たちの町にも在庫があるのと、現在、使っているものはそのまま使えますので、その段階ですぐ全部交換ということが必要なわけではないと認識しております。

ただ、いずれにしても製造中止で入手が困難になってきますので、順次、LEDに交換しなければいけないということではあります。その方法、機械ごと全部を交換するのか、それとも一部、蛍光管だけLEDが使えるものに改造ということもできます。そういった方法でやるのか、もしくはリースということも考えられます。一括してリース会社をお願いして、何年かかけて償還していくというやり方もありますので、そういった方法も今、検討しながら、今後、製造中止になる蛍光灯の交換、LED化については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） お答えいたします。

米沢小学校の今回、修繕のほうを100万程度、計上させていただいておりますけれども、管理費については手元に資料のほうが今ございませんので、確認して答弁させていただきます。

○議長（高橋 正剛君） 寶田議員、年間維持費ということでもいいんですか。

○10番（寶田 久元君） 管理費。

○議長（高橋 正剛君） 維持費ですよ。

○10番（寶田 久元君） 維持費か、これは。年間の管理費。

○議長（高橋 正剛君） 管理費、はい。年間の。

ほかに質疑ありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第5号 令和7年度神崎町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第7 議案第6号 令和7年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 令和7年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,570万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、4款、国庫支出金で、子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金として、33万円を計上いたしました。

8款、繰越金では、前年度繰越金35万円を計上いたしました。

歳出の主なものにつきましては、6款、基金積立金で、前年度実質収支を財政情勢基金へ積み立てるため、70万円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番 高柳議員。

○5番（高柳 智君） ここの財調の基金の積立てなんですけれども、6年度末で決算上1億4,000万ですね。それで今回、70万積んで、約だったんですけど、1億4,120万1,000円だと思うんですが、確かに昨年度中はマイナス2,200万ということで、減って

いるんですけど、それにしてもまだかなり多いんじゃないかと私は思うんですが、多いのであれば、国保税を減額してもいいのではないかという考えも1つ出ても致し方ないのかなと思うんですが、ここについてどう考えますか。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。

令和6年度の決算で、財政調整基金の残高が1億4,000万ということになりました。ご指摘いただいた税率の改定とか見直しは、検討していくところではございますけれども、昨今、国民健康保険の加入者、被保険者数の減少と反しまして、高度な医療や新薬の開発によって、医療費が年々上がっている、1人当たりの医療費が上がっているという傾向がございます。

また、令和15年度を目安に、国民健康保険料や税の賦課方式というのを、県内で統一していくような話も出ております。

いずれにせよ、基金残高が1億4,000万というのが、神崎町の国保運営の適正なものなのかとか、税率がこれでこのままもしくは下げるとか上げるとかで町の運営がやっていけるのかというのは、町の運営協議会の中で議論した上で、議会のほうに上程していきたいと考えます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第6号 令和7年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第 8 議案第 7 号 令和 7 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 7 号 令和 7 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,490 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6,790 万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきまして、6 款、繰入金で、職員給与費等繰入金を 18 万円減額いたします。

7 款、前年度繰越金では 5,509 万 5,000 円を計上いたしました。

歳出につきましては、1 款、総務費で、職員手当等 18 万円を減額いたします。

4 款、基金積立金では、令和 6 年度の精算金の剰余金として、財政調整基金積立金 2,179 万円を計上いたしました。

5 款、諸支出金では、令和 6 年度の国及び県への精算金として 3,279 万 5,000 円、一般会計への繰出金として 51 万円をそれぞれ計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高橋 正剛君) 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第7号 令和7年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高橋 正剛君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 正剛君) 日程第9 議案第8号 令和7年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 正剛君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第8号 令和7年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億922万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、3款、繰越金では、前年度繰越金145万円を計上いたしました。

5款、国庫支出金では、子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金として17万円を計上いたしました。

歳出につきましては、1款、一般管理費では、後期高齢者医療システム改修委託料17万円を計上いたしました。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者保険料145万円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 正剛君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第8号 令和7年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第10 議案第9号 令和7年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 令和7年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、収益的支出を17万4,000円減額し、予算総額を2億1,298万7,000円とし、資本的支出を191万5,000円増額し、総額5,947万2,000円とするものであります。

その概要を申し上げます。

収益支出につきましては、課税支出額の増額補正に伴いまして、営業外費用の消費税額を17万4,000円減額いたします。

資本的支出につきましては、薬品タンク一式に係る材料費等を191万5,000円増額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第9号 令和7年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第11 議案第10号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年12月の定例議会において、工事施工に関する契約のご承認、令和7年3月の定例議会において、工事請負額の変更のご承認をいただきました、道の駅改修土木工事（神崎パーキングエリア接続部造成）の新たな工事追加による契約変更であります。

主な変更点といたしましては、令和7年3月議会において工事請負額が減額したことに伴い、利用できる国の交付金が発生したことから、舗装工事や水道管工事の前倒し発注、地盤の安定化を目的とした土留め材を新たに追加し、道の駅改修事業全体の進捗を図るものであります。

また、追加工事に伴い、工期も延長いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第10号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第12 議案第11号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者の固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために設置する機関で、3名の委員から成り、任期は3年であります。

このたび、委員のうち坂本直氏がこの9月30日、任期満了となりますことから、新委員として、神崎町神崎神宿238番地、大嶋吉治氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

大嶋氏は、昭和45年4月から平成23年12月まで、香取農業協同組合の職員としてご勤務されておりました。その間、大栄や下総の支店も経験し、神崎支店では支店長として住民に寄り添い、多くの農業経営の相談や、金融、保険など個人の生活や資産に関わる対応をされておりました。

町では、昭和58年1月から平成28年6月まで統計研究会に在籍いただき、町の統計調査にご協力をいただきました。

現在では、町内の特別養護老人ホームの評議員として、施設経営の相談役としてご活躍をされております。

以上のことから、中立・公正な審査が必要な固定資産評価審査委員会の委員として、大嶋氏が適任者であると考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 大嶋さんの経歴を見ますと、特段、例えば固定資産に関する業務等の経験がなさそうなんですが、実際にそういう方が職に就いた場合に、影響はないのでしょうか。確認します。

○議長（高橋 正剛君） 大野町民課長。

○町民課長（大野 和義君） では、ただ今の質問にお答え申し上げます。

まず、固定資産評価審査委員会の委員につきましては、地方税法の第423条第3項に基づきまして、当該市町の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得てとなっております。

確かに大嶋氏につきましては、行政経験というのはございませんので、固定資産税の賦課を直接担当したということはないと思いますが、逆にそれ以外の一般町民、町民という視点で、かつまた神崎町だけではなく、ほかの町の土地の様子、人の様子等を見てきている方なので、例えばこの審査委員会に係る固定資産課税台帳の価格に不

服を申し出た方がいて、審査をかけなければいけないというときには、行政目線の考えとはまた違った視点での考えがそこで得られるのではないかと考えておりますので、大嶋氏を今回、推薦したいと考えました。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第11号 神崎町固定資産評価審査員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第13 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第13 議案第12号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員であります野口健一さんが9月30日をもって任期が満了となるため、新たに石井康之さんを任命したく、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

石井康之さんは、住所が神崎町郡514番地2で、昭和47年12月8日生まれ、52歳であります。石井さんは、平成7年から16年間、神崎町社会福祉協議会に勤務されておりました。お子さんも2人育てられ、小学校ではスポーツ少年団の野球の保護者として、また中学校でも剣道部やサッカー部の保護者として、子どもたちのスポーツ活動

の支援をしてきました。保護者としての立場から、これまでの経験を生かし、本町教育行政の推進にご尽力いただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第12号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第14 認定第1号～日程第18 認定第5号

及び日程第19 報告第1号～日程第20 報告第2号の一括上程、説明

○議長（高橋 正剛君） 日程第14 認定第1号から日程第18 認定第5号及び日程第19 報告第1号から日程第20 報告第2号は、令和6年度決算に関するものですので、一括議題といたします。

議案等を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ただ今、議長のご配慮により、認定第1号から第5号、報告第1号及び第2号を一括上程させていただくことになりましたので、提案理由を申し上げます。

初めに、令和6年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と事業報告でございます。

決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて上程するものであります。

なお、決算審査は、7月23日、24日、29日、8月4日、5日の5日間で実施をしていただきました。

令和6年度一般会計では、重点事業としまして、町道成田神崎線道路改良工事や道の駅改修土木工事、神崎ふれあいプラザ空調機器改修工事等の投資的事業を実施いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計におきましては、適正な保険給付に努めました。

水道事業では、安全な水道水の安定的な供給と、公営企業としての健全経営に努めました。

その他の主要施策の成果及び計数につきましては、お手元に提示したとおりでございます。

次に、報告第1号及び第2号について申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。各指標につきましては、令和6年度決算に基づき算出したものですが、本町においては、実質赤字及び連結実質赤字はなく、実質公債費比率及び将来負担費比率についても基準を下回っております。また、水道事業においても、資金不足はございません。

今後も引き続き、健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） ここで休憩いたします。議場の時計で4時40分まで休憩いたします。

（午後4時35分）

○議長（高橋 正剛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後4時40分）

○議長（高橋 正剛君） 本日の会議を5時30分まで延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） それでは、ここで本日、長竿伸一代表監査委員にご出席いただいておりますので、令和6年度決算審査等意見書についてご説明いただきます。

長竿監査委員、よろしくお願いいたします。

○監査委員（長竿 伸一君） 昨年の9月議会で議員の皆様からご承認をいただきまし

て、10月から監査委員を務めております長竿です。よろしくお願いいたします。

令和6年度神崎町一般会計、特別会計、水道事業会計について、本年7月23日、24日、29日、8月4日及び5日の5日間、前監査委員の荒井議員と一緒に決算審査を行い、その結果を8月20日付で決算審査の意見書として町長に提出させていただきましたので、その内容について概要を説明させていただきます。

決算書に添付された「令和6年度決算審査等意見書」をご覧ください。

まず、一般会計及び3特別会計ですが、地方自治法第233条第2項の規定により、各会計の決算書等が関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、各会計の財政状況並びに主要施策の実績等に留意し、計数の確認、証拠書類、実質収支に関する調書等を精査し、関係職員から説明を受けて審査をしました。また、同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類の審査も行いました。

6ページをご覧ください。こちらは、表としまして、一般会計の概要として、年度別財政収支の状況を表に表しております。

続いて、7ページをご覧ください。まず総括として、令和6年度決算の概要ですが、一般会計は、歳入総額が37億7,771万円、対前年度9.2%増、歳出総額32億2,892万5,000円、対前年度5.2%増で、差引き5億4,878万5,000円の剰余金を生じ、翌年度へ繰り越すべき財源3億5,523万2,000円を除いた実質収支額は、1億9,355万3,000円となりました。

令和6年度は、重点事業として、定額減税補足給付金事業や道の駅改修土木工事、成田神崎線道路改良工事に加え、神崎ふれあいプラザ空調機器改修工事、自治体情報システムの標準化・共通化に係る業務委託事業を実施し、経常業務を滞りなく遂行されました。また、健全財政を堅持しながら効率的な業務を執行できたことは、評価すべきことと考えます。

町財源の基礎である町税、ここで訂正ですけれども、次に「含む国保税」とありますが、ここは一般財源の単純町税ということで説明します。町税の収納額は、個人住民税、固定資産税が減収となったため、7億1,931万4,000円、対前年度2.1%減となりました。外国人の増加に伴う未納も増加傾向にあると思われるので、今後も、職員全体で滞納処分に当たり、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

4ページをご覧ください。まず歳入ですけれども、歳入を款別に見ると、11款の地方交付税が12億9,760万4,000円と引き続き高く、対前年度比では6,289万8,000円、5.1%の増となっています。

20款の繰越金は、継続費の設定に伴い、継続費通次繰越しが増加したことにより、

1億2,462万2,000円、47.3%の増額となりました。

また、定額減税補足給付金事業の実施に伴い、町税が減少し、10款の地方特例交付金は増額しました。

また、道の駅改修事業の財源として、地方債を発行したことにより、22款の町債が1億4,747万8,000円、765.6%の大幅増となりました。

今後、道の駅改修工事や主要町道の改良工事などの大型事業や大型施設の改修工事が続くと見込まれるため、利用できる財源は積極的に活用し、基金の活用も計画的に行っていただきたいと思います。

5ページをご覧ください。続いて歳出ですけれども、歳出を款別に見ると、定額減税補足給付金及びこども商品券事業の実施により、3款、民生費が7,779万4,000円、8.8%の増、2款、総務費では、自治体情報システムの標準化・共通化に係る委託業務料及びふれあいプラザ空調機器改修工事の実施により1億1,363万1,000円、15.5%の増額となりました。

8款、土木費が減少していますが、道の駅改修土木事業、町道成田神崎線、毛成堀籠線改良事業の進捗により、決算額では3億4,119万円と、引き続き高額となっています。限られた財源で、効率的な予算執行に努めたことが認められました。

財政指標では、実質公債費比率が0.3%改善し、3.0%となりました。早期健全化基準25%から見ると、大幅に下回っており、徹底した行財政改革の効果であり、今後も堅実な行財政運営に努めていただきたいと思います。

8ページ中段をご覧ください。次に、国民健康保険事業特別会計ですが、本会計の決算は、歳入総額6億9,458万9,000円、歳出総額6億8,420万9,000円で、実質収支は1,035万円となっています。これは、平成30年度から国民健康保険制度が大幅に改正され、国保の財政運営の主体を県が行うことになったため、財政の安定化が図られています。

国民健康保険税現年度分の徴収率は93.8%、前年度が95.6%、滞納繰越分31.5%、前年度30.8%で、全体では87.6%、前年度89.5%となっています。全体の徴収率で1.9%減少しており、これは、国保加入者の減少と反比例して、外国人被保険者が増加していることが挙げられます。また、前年度と比較し滞納処分件数も減少しており、税負担の適正・公平という観点からも、徴収対策に一層の努力と工夫が望まれます。

また、財政調整基金も1億4,000万円を超えていますが、基金繰入額が2,782万4,000円と増加しており、加入者が減少期に入り、また高度医療等により医療費の増加も予想され、事業運営が厳しさを増していくため、中長期を展望し、税率改定を含

め特定健診の受診率向上、医療費の低減に努める検討が必要と思われます。

9ページをご覧ください。介護保険事業特別会計の決算は、歳入総額 7 億 2,046 万 7,000 円、歳出総額 6 億 6,537 万 2,000 円で、実質収支 5,509 万 5,000 円となっています。

保険料の 89.6%は、年金からの特別徴収であり、100%の徴収率であります。普通徴収分の徴収率は、現年度分 89.7%、前年度 91.7%、滞納繰越分 6.5%、前年度 19.1%となり、現年度滞納繰越分とともに徴収率が減少しました。

高齢化率も上昇し、新規加入者も増加傾向にある中、物価高騰などの影響もあると思われますが、引き続き介護給付制限に該当しないよう、制度やサービス内容の周知とともに保険料納付の啓発に一層、努めていただきたいと思います。

歳出では、保険給付費は令和 5 年度と比較して 685 万 9,000 円、1.1%減少していますが、施設入所者に係る施設介護サービス費や特定施設入所者介護サービス費が増加しており、継続的・長期的にかかる経費であるため、注視していただきたいと思います。

今後は、さらに高齢者の増加に伴い保険給付費が増加すると思われますので、委託となった地域包括支援センターと連携し、つるかめ料理教室、運動教室等の事業を通じ介護予防の取組を強化することが、将来の介護給付費の増嵩を緩和するものと考えます。

また、在宅介護のための運動サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等の事業の充実に努めていただきながら、今後も被保険者数、認定者数、サービス利用者給付費の伸びに注意を払う必要があります。

10ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額 1 億 4 万 5,000 円、歳出総額 9,859 万 4,000 円、実質収支 145 万 1,000 円となっています。

令和 4 年度から団塊の世代が 75 歳に到達し、年々被保険者数の増加が見込まれ、また 1 人当たり年間医療費が県内でも高い状態が続いています。後期高齢者健診の受診率の向上に努めていただき、医療費の低減につながることを期待しております。

同じく 10 ページ中段をご覧ください。次に、財産ですが、地方自治法第 233 条第 2 項及び同法施行令第 166 条第 2 項の規定に基づく書類の審査に当たっては、当該年度中の増減を主体に審査をしました。

土地及び建物については、増減がありませんでした。

また、出資による権利も増減はありませんでした。

物品については、令和 6 年度中は、小型動力ポンプ積載車 1 台を増台し、同じく小型動力ポンプ積載車 1 台を廃車したため、台数に変更はなく、36 台となりました。

債権は増減がなく、現在高は9万7,000円となっています。早期の回収をお願いします。

続いて、決算書の冊子の最終ページ、179ページをご覧ください。

続いて、基金の状況ですが、基金全体の決算年度末現在高は25億4,067万5,000円で、1,952万4,000円の増となりました。

減少した主なものは、財政調整基金5,447万8,000円の減で、主に道の駅改修事業に繰入れされたことによります。

また、国民健康保険財政調整基金2,272万2,000円の減は、被保険者減少による保険税の減少や、千葉県へ納める納付金の増加に伴う繰入れを行ったことによります。

反対に増加した主なものは、公共施設整備基金7,447万5,000円、減債基金1,290万8,000円であります。

運用管理の方法は、確実かつ有利なものと判断できます。

財政調整基金の残高比率が、県内市町村でもかなり高位に位置しています。計画的な積立てと取崩しに努めていただくようお願いします。

運用・保管の方法は、確実かつ有利なものと判断できました。

また意見書のほうに戻っていただきまして、意見書11ページをご覧ください。結論としまして、審査の結果、令和6年度神崎町一般会計、特別会計は、その計数に誤りがなく、証拠書類も整備され、会計・経理も適正に処理されているものと認められます。

経常収支比率84.4%、実質公債費比率3.0%と、健全財政が維持されています。

実質収支比率は、直近3か年が10.5%、8.8%、8.7%と低下傾向にありますが、一般的には3%から5%くらいが適当だと考えられているので、まだ若干、高めだと思われます。もう少し下がるように財政運営に努めていただきたいと思います。

少子高齢化・人口減少など、地域の現状と課題を踏まえ、行政収支を的確に把握し、今後の町の方向性や具体的対応を検討するとともに、事務事業のより一層の創意と工夫、チャレンジが必要と考えます。

また、公共施設整備基金は、公共施設の大規模改修に備え必要額を見込み、適切に確保する必要があると思われます。

活気ある神崎町の創造のため、今後も安定的な財政運営を堅持し、効率的な行財政運営に努められることを望むものであります。

続いて、13ページをご覧ください。次に、水道事業会計ですが、地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算及び事業報告が関係法令に基づき作成されているかを

確認するとともに、財政状況並びに主要施策の成果等に留意し、計数の確認、証拠書類等を精査し、関係職員から説明を受け、審査しました。

まず、収益的収支は、水道事業収益 2 億 1,553 万 1,000 円、対前年度 0.2% 増に対し、水道事業費用 1 億 8,197 万 8,000 円、対前年度 0.6% 減で、差引き 3,355 万 3,000 円の純利益——前年度は 3,201 万 1,000 円でした——が生じました。

水道事業収益の主なものは、営業収益として、給水収益 1 億 1,315 万 1,000 円、対前年度 0.2% 増、営業外収益として、給水申込負担金 409 万 5,000 円、対前年度 5.4% 増、補助金 3,389 万 1,000 円、対前年度 1,000 円の減となっています。

水道事業費用の主なものは、人件費 4,214 万 9,000 円、対前年度 0.5% 減、経営費 4,766 万 9,000 円、対前年度 5.1% 増、減価償却費 8,899 万 7,000 円、対前年度 2.6% 減、支払利息 280 万 1,000 円、対前年度 30.1% 減となっています。

14 ページをご覧ください。資本的収支は、収入 62 万 4,000 円に対し、支出 4,729 万円で、4,666 万 6,000 円の不足となっています。

資本的支出の内訳は、建設改良費が 515 万 2,000 円、固定資産取得費 88 万 6,000 円、企業債償還金 4,125 万 2,000 円となっています。

不足額は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填しております。

水道事業の経営の状況は、令和 6 年度の給水世帯数が 2,152 世帯で、前年度に対し 2 世帯の増となり、給水人口は 4,802 人で、前年度に対して 82 人の減となりました。

年間有収水量も安定し、経常経費も一定していること、そして一般会計からの繰入れもあることから、ここ数年、経常利益は 3,000 万円から 4,000 万円を計上しています。その結果、キャッシュフローも年度末残高が 2 億 7,000 万円を超えており、比較的、安定した経営状況にあります。漏水処理、配水管の布設など外部に発注することなく、水道課職員が自主施工で実施しており、経費の低廉化と職員の技術向上に努めていることは、大変評価できます。

今後は、老朽化した配水管の布設替等、大規模な改修、配水地の耐震化工事も予想されることから、収益の向上に努め、長期的な見通しを持って経営に努めていただきたいと思います。

続いて、15 ページから 18 ページの説明ですけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率とその判定の基礎となる事項を記載した書類を審査しました。

財政指標では、実質公債費比率が 0.3% 改善し、3.0% となりました。早期健全化基

準25%から見ると大幅に下回っており、徹底した行財政改革の効果であり、今後も堅実な行財政運営に努めていただきたいと思います。

また、水道事業の資金不足比率については、資金不足の状態ではなく、問題はありませんでした。

以上、いずれも適正に作成されているものと認められ、その旨、8月20日に町長に審査意見書を提出しましたことを申し添え、令和6年度決算審査等の意見書の説明とさせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（高橋 正剛君） 長竿監査委員、ありがとうございました。

以上、認定第1号から認定第5号の審議はこれまでにとどめ、12日に総務文教常任委員会、16日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、質疑、討論、採決は22日に一括で行うことといたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋 正剛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は22日午後2時30分から会議を再開いたします。ご苦労さまでした。

（午後5時05分）